

共助会会員のみなさまへ

共助会総合保険の改正について(お知らせ)

共助会の事業運営につきましては、みなさまのご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

共助会総合保険は、会員への医療給付を主に各種給付を行ってまいりましたが、会員数減少による保険料収入減や会員高齢化による医療費増加等が主な要因となり、逼迫した財政状況となっております。

制度の長期的・安定的な運営を図るため、下記のとおり改正が行われますので、内容をご確認の上、ご理解ご協力をお願いいたします。

改正内容

1 インフルエンザ予防接種代給付金の給付上限額設定(令和7年4月接種分より)

※本人・家族ともに給付上限額が**2,000円**になります。

改正後(令和7年4月接種分より)

給付対象者：本人・家族
給付額：上限**2,000円**まで
※ただし、市町村等からの助成金額は控除の上給付する。

現行

給付対象者：本人・家族
給付額：**全額給付**
※ただし、市町村等からの助成金額は控除の上給付する。

2 PET検診助成給付金の廃止(令和7年度より)

改正後(令和7年度より)

廃止

現行

給付対象者：本人
給付額：30,000円

令和7年3月
受診分まで
対象

3 健康管理活動助成給付金の廃止(令和7年度より)【団体への給付】

改正後(令和7年度より)

廃止

現行

給付対象者：団体(事業主)
給付額：**●45歳以上人間ドック
20,000円/1人
●その他検診 4,000円/1人**

令和7年3月
申請分まで
対象

**今回の改正では、上記改正内容以外に変更はありません。
(保険料や医療給付金の請求方法等に変更はありません。)**

お問い合わせ先

一般財団法人 **福島県農協役員職員共助会**

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 JA福島ビル10階

TEL:024-554-3512 FAX:024-554-3510

E-mail:kyojokai@alto.ocn.ne.jp

JA 福島共助会

検索